

会社分割に関する事前備置書類

株式会社ゼンショーホールディングス

株式会社ゼンショーファストホールディングス

会社分割に係る事前備置書類

第1 吸収分割契約書	2
第2 剰余金の配当等	6
第3 新株予約権	7
第4 計算書類等	8
第5 債務の履行見込み	9
第6 ZHDの最終事業年度に係る計算書類等	10

2021年9月21日

株式会社ゼンショーホールディングス（以下「ZHD」といいます。）が吸収分割会社となり、株式会社ゼンショーファストホールディングス（以下「ファストHD」といいます。）が吸収分割承継会社となる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うに際して、会社法第782条第1項及びに会社法第794条第1項に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

東京都港区港南二丁目18番1号
株式会社ゼンショーホールディングス
代表取締役 小川 賢太郎

東京都港区港南二丁目18番1号
株式会社ゼンショーファストホールディングス
代表取締役 浅沼 幹典

第1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社ゼンショーホールディングス（以下「甲」という）と株式会社ゼンショーファストホールディングス（以下「乙」という）は、甲の事業の一部を乙に承継させるため、会社分割（以下「本件分割」という）を行うことについて、以下のとおり合意する。

第1条（分割当事者）

本件分割に係る吸収分割会社（甲）及び吸収分割承継会社（乙）の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ゼンショーホールディングス

所在地：東京都港区港南二丁目18番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ゼンショーファストホールディングス

所在地：東京都港区港南二丁目18番1号

第2条（吸収分割）

1. 甲及び乙は、甲のすき家及びなか卯業態に関する事業子会社の統括管理事業（以下「対象事業」という）を乙に承継させるため、本契約に従い、本件分割を行う。
2. 甲は、会社法第784条第2項に従い、株主総会による吸収分割契約の承認を得ないで、本件分割を行う。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日において、甲より、株式会社すき家株式及び株式会社なか卯株式のみを承継する。
2. 乙は、本件分割において甲の債務を一切承継しない。
3. 承継する資産の評価については、2021年3月31日現在の貸借対照表における簿価とする。

第4条（乙が交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して普通株式1株を交付する。

第5条（増加すべき乙の資本金等）

乙が本件分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下に掲げるとおりとする。ただし、効力発生日における甲の資産及び負債の状況等により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は 2021 年 11 月 1 日とする。ただし、本件分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第 7 条（その他）

1. 競業避止義務

甲は、乙に対して、対象事業に関する競業避止義務を負わない。

2. 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行い、当該財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

3. 分割条件の変更及び解除

本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲乙協議のうえ、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

4. 協議事項

本契約に規定のない事項については、別途、甲乙協議のうえ決定する。

以上、本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2021 年 9 月 21 日

甲：東京都港区港南二丁目 18 番 1 号
株式会社ゼンショーホールディングス
代表取締役 小川賢太郎 ⑩

乙：東京都港区港南二丁目 18 番 1 号
株式会社ゼンショーファストホールディングス
代表取締役 浅沼 幹典 ⑩

対価の定め及び相当性

ファストHDは、本分割に際して、ZHDに対して普通株式1株を発行し、その全てをZHDに割当て交付いたします。

分割会社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、割り当てる株式の数にかかわらず分割会社の権利に変動はないため、かかる内容は相当であると考えております。

第2 剰余金の配当等

該当事項はありません。

第3 新株予約権

該当事項はありません。

第4 計算書類等

1. ZHD の最終事業年度に係る計算書類等

ZHD の最終事業年度に係る計算書類等については、末尾の添付書類をご参照ください。

2. ファスト HD の成立の日における貸借対照表

2021年9月21日(成立日)現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,000	流動負債	0
現預金	10,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	10,000
		純資産合計	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

3. ZHD の最終事業年度の末日後に生じた重要な事項

該当事項はありません。

4. ファスト HD の成立の日後に生じた重要な事項

該当事項はありません。

第5 債務の履行見込み

1. ZHD の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後の ZHD の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後の ZHD の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ZHD の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本分割後における ZHD の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

2. ファスト HD の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後のファスト HD の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後のファスト HD の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ファスト HD の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本分割後におけるファスト HD の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

第6 ZHDの最終事業年度に係る計算書類等

1. 事業報告

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、個人消費及び経済活動の低迷が続き、厳しい状況となりました。

外食産業におきましても、政府・自治体の外出自粛要請や営業時間短縮要請等により、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中、「すき家」をはじめとする牛丼カテゴリーの既存店売上高前年比は96.1%、「ココス」、「ジョリーパスタ」をはじめとするレストランカテゴリーの既存店売上高前年比は78.8%、「はま寿司」をはじめとするファストフードカテゴリーの既存店売上高前年比は90.1%となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,950億48百万円(前年同期比5.6%減)、営業利益120億88百万円(同42.2%減)、経常利益122億15百万円(同38.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益22億59百万円(同81.1%減)となりました。

当連結会計年度末の店舗数につきましては、9,948店舗(F C 4,395店舗含む)となりました。

セグメント別の概況につきましては、以下の通りであります。

a. 外食事業

外食事業の当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、売上高は5,076億28百万円(前年同期比7.3%減)、営業利益は105億71百万円(同48.0%減)となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、お客様の生活スタイルの変化に対応した販売体制の強化を行ってまいりました。しかしながら、2021年1月に2回目の緊急事態宣言が発出されるなど厳しい経営環境が続いております。

外食事業における主要カテゴリーの状況は、以下の通りであります。

(牛丼カテゴリー)

牛丼カテゴリーの当連結会計年度の売上高は、2,162億43百万円(前年同期比1.6%減)となりました。

株式会社すき家が経営する牛丼チェーンの「すき家」につきましては、「ニンニクの芽牛丼」(並盛500円)、「横濱オム牛丼」(同520円)、「食ベラー・メンマ牛丼」(同520円)等の新商品を導入し、商品力の強化に努めてまいりました。また、「家でもおいしい」をテーマに、冬の定番商品である各種鍋商品をお持ち帰り可能にするなど、お客様の新しい生活スタイルへの対応にも積極的に取り組んでまいりました。今後ともお客様に愛される店舗づくりを目指すとともに、安全でおいしい商品を安心して召し上がっていただけるよう、さらなる品質管理の徹底と店舗水準の向上に努めてまいります。

株式会社なか卯が経営する井ぶり・京風うどんの「なか卯」につきましては、新商品・季節限定商品の投入、既存商品のブラッシュアップによる商品力の強化、テイクアウト商品の充実、効果的な店舗販促を行い、業績の向上に努めてまいりました。

なお、牛丼カテゴリーの当連結会計年度末の店舗数につきましては、112店舗出店、45店舗退店した結果、3,064店舗(F C 9店舗含む)となりました。

(レストランカテゴリー)

レストランカテゴリーの当連結会計年度の売上高は、941億92百万円(前年同期比21.8%減)となりました。

株式会社ココスジャパンが経営するファミリーレストランの「ココス」につきましては、メニューのラインアップ強化、ごちそう感あふれるフェアメニューの投入、サービス水準の向上、テイクアウト商品のさらなる充実を図り、業績の向上に努めてまいりました。

株式会社ビッグボーイジャパンが経営するハンバーグ&ステーキレストランの「ビッグボーイ」等につきましては、メイン商品のブラッシュアップを図るとともに、お客様からご支持の高いサラダバー・スープバーをさらに充実させ、テイクアウト商品の強化を行うなど、業績の向上に努めてまいりました。

株式会社ジョリーパスタが経営するパスタ専門店の「ジョリーパスタ」につきましては、「おいしさと楽しさを追求するパスタ専門店」として、メニューのラインアップ拡充、安全でおいしい旬の食材を活かした新商品の投入を行い、一層のおいしさと楽しさを追求してまいりました。

株式会社TAG-1が経営する焼肉レストランの「熟成焼肉いちばん」、「宝島」、「牛庵」、「いちばん」等につきましては、業態コンセプトのブラッシュアップを図るとともに、肉の専門レストランとして厳選された牛肉と旬の食材を活かした品質の高い商品の提供、店舗サービス水準の向上に努めてまいりました。

株式会社華屋与兵衛が経営する和食レストランの「華屋与兵衛」につきましては、お客様の満足度向上を図るため、旬の食材を活かした和の魅力あふれる商品の開発、店舗従業員のサービス水準向上、労働生産性の改善等に努めてまいりました。

なお、レストランカテゴリーの当連結会計年度末の店舗数につきましては、43店舗出店、140店舗退店した結果、1,265店舗(F C 79店舗含む)となりました。

(ファストフードカテゴリー)

ファストフードカテゴリーの当連結会計年度の売上高は、1,385億78百万円(前年同期比7.7%減)となりました。

株式会社はま寿司が経営する100円寿司チェーンの「はま寿司」につきましては、積極的な出店による業容の拡大を図るとともに、旬の食材を活かしたフェアメニューの投入及び商品品質の向上、店舗サービス・販促の強化、テイクアウト商品の充実等に努めてまいりました。

TCRS Restaurants Sdn. Bhd. が経営するチキンライス専門店の「The Chicken Rice Shop」は、ハラル認証を受け、マレーシアで広く展開しており、老若男女問わずファミリー層に支持されています。

なお、ファストフードカテゴリーの当連結会計年度末の店舗数につきましては、35店舗出店、11店舗退店した結果、957店舗(F C 1店舗含む)となりました。

(その他カテゴリー)

その他カテゴリーの当連結会計年度の売上高は、586億14百万円(前年同期比2.2%増)となりました。

当カテゴリーの主な内訳は、米国、カナダ、オーストラリアで寿司のテイクアウト店を展開しているAdvanced Fresh Concepts Corp.、家庭用冷凍食品販売の株式会社トロナジャパン、グループの物流機能を担う株式会社グローバルフレッシュサプライ、備品・ユニフォーム等を調達する株式会社グローバルテーブルサプライ等であります。

なお、その他カテゴリーの当連結会計年度末の店舗数につきましては、195店舗出店、191店舗退店した結果、4,533店舗(F C 4,306店舗含む)となりました。

b. 小売事業

小売事業の当連結会計年度の売上高は、874億19百万円(前年同期比5.6%増)、営業利益は15億16百万円(同154.6%増)となりました。

当事業の内訳は、スーパーマーケット事業を展開する株式会社ジョイマート※及び青果販売等の株式会社ユナイテッドベジーズ等であります。

※株式会社ジョイマート(旧株式会社マルヤ)は、小売事業の更なるマネジメントの強化を図るため2021年3月にグループ小売事業会社4社(株式会社マルエイ、株式会社尾張屋、株式会社フレッシュコーポレーション、株式会社アタック)を吸収合併いたしました。

なお、小売事業の当連結会計年度末の店舗数につきましては、2店舗出店、5店舗退店した結果、129店舗となりました。

当連結会計年度末における資産は3,960億23百万円となり、前連結会計年度末から301億69百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金、有形固定資産の増加等によるものであります。

当連結会計年度末における負債は3,105億92百万円となり、前連結会計年度末から315億32百万円増加いたしました。これは主に、有利子負債の増加等によるものであります。

当連結会計年度末における純資産は854億30百万円となり、前連結会計年度末から13億62百万円減少いたしました。これは主に、自己株式の取得等によるものであります。

2. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第39期 2021年3月31日現在	科目	第39期 2021年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	168,756	流動負債	103,918
現金及び預金	13,400	買掛金	18,416
売掛金	19,465	短期借入金	16,158
商品及び製品	1,702	一年内償還予定の社債	20,600
原材料及び貯蔵品	96	一年内返済予定の長期借入金	35,415
前払費用	3,502	リース債務	664
前払家賃	1,106	未払金	6,442
未収入金	10,891	未払費用	778
短期貸付金	111,150	未払法人税等	189
一年内回収予定の長期貸付金	19,906	前受金	3,007
その他	673	預り金	165
貸倒引当金	△13,140	賞与引当金	686
固定資産	191,790	その他	1,393
有形固定資産	23,571	固定負債	180,799
建物	7,342	社債	5,000
構築物	104	長期借入金	129,749
機械及び装置	226	リース債務	9,321
車両運搬具	0	預り保証金	36,127
工具、器具及び備品	695	資産除去債務	156
土地	7,020	その他	445
リース資産	8,011	負債合計	284,717
建設仮勘定	168	純資産の部	
無形固定資産	3,042	株主資本	75,886
商標権	5	資本金	26,996
借地権	91	資本剰余金	36,148
電話加入権	82	資本準備金	26,918
ソフトウェア	2,593	その他資本剰余金	9,229
その他	270	利益剰余金	18,569
投資その他の資産	165,176	利益準備金	80
投資有価証券	1	その他利益剰余金	18,488
関係会社株式	100,710	別途積立金	3,000
関係会社出資金	10,438	繰越利益剰余金	15,488
関係会社長期貸付金	16,075	自己株式	△5,827
長期貸付金	18	評価・換算差額等	△1
長期前払費用	673	その他有価証券評価差額金	0
長期前払家賃	14,366	繰延ヘッジ損益	△2
繰延税金資産	1,193	純資産合計	75,884
差入保証金	21,572	負債及び純資産合計	360,602
その他	125		
繰延資産	55		
株式交付費	19		
社債発行費	36		
資産合計	360,602		

3. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第39期	
	2020年4月1日から	2021年3月31日まで
売上高		238,248
売上原価		221,370
売上総利益		16,877
販売費及び一般管理費		12,101
営業利益		4,776
営業外収益		4,790
受取利息		1,679
受取配当金		2,806
為替差益		142
その他		163
営業外費用		4,867
支払利息		1,652
社債利息		94
貸倒引当金繰入額		2,430
その他		690
経常利益		4,699
特別利益		0
関係会社株式売却益		0
特別損失		559
関係会社株式売却損		112
関係会社株式評価損		428
その他		18
税引前当期純利益		4,140
法人税、住民税及び事業税		1,268
法人税等調整額		248
法人税等合計		1,517
当期純利益		2,622

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,996	24,817	42,090	△2,260	91,643
当期変動額					
剰余金の配当			△3,061		△3,061
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,259		2,259
自己株式の取得				△3,571	△3,571
自己株式の処分		0		3	4
連結範囲の変動			△58		△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	△859	△3,567	△4,426
当期末残高	26,996	24,818	41,230	△5,827	87,216

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△79	△66	△35	△4,849	△5,030	179	86,793
当期変動額							
剰余金の配当							△3,061
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,259
自己株式の取得							△3,571
自己株式の処分							4
連結範囲の変動							△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	497	23	2,605	3,136	△72	3,064
当期変動額合計	10	497	23	2,605	3,136	△72	△1,362
当期末残高	△69	431	△11	△2,244	△1,893	107	85,430

5. 個別注記表

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間で定額法により償却

株式交付費

3年間で均等償却

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 貸倒引当金

貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段及びヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

通貨スワップ 外貨建借入金

金利スワップ 借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入債務に対し、金利変動及び為替変動のリスクをヘッジするものであります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理方針に従っており、金利の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人とする連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投資（中間持株会社投資）の評価

当社は、2021年3月31日現在、貸借対照表に中間持株会社の投資104,377百万円を関係会社株式及び関係会社出資金に含めて計上しております。

関係会社投資の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したとき（概ね50%程度低下したとき）は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしております。

実質価額については、当該関係会社の純資産額を基礎に算定しますが、中間持株会社の場合は、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定しております。

また、回復可能性を裏付けられる十分な証拠は、当該関係会社の中期計画としておりますが、中間持株会社の場合は、傘下の事業子会社を含めた中間持株会社グループ全体の中期計画としております。

なお、傘下の事業子会社の一部において実質価額が著しく低下したものの、中間持株会社の資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した結果、相当の減額は実施不要と判断した中間持株会社投資は1銘柄（㈱日本レストランホールディングス）、その帳簿価額は25,629百万円であり、ます。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表について、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により、貸借対照表の前事業年度の有形固定資産各科目は、減価償却累計額を直接控除した純額のみを表示しており、損益計算書の前事業年度の売上原価は、「商品及び原材料期首たな卸高」「当期商品及び原材料仕入高」「当期製品製造原価」「商品及び原材料期末たな卸高」の区分掲記をせず、売上原価合計のみを表示しております。

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「1年内回収予定の長期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた1,269百万円は、「1年内回収予定の長期貸付金」1,193百万円、「その他」75百万円として組み替えております。

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「1年内回収予定の長期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた1,269百万円は、「1年内回収予定の長期貸付金」1,193百万円、「その他」75百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	135,106百万円	159,138百万円
長期金銭債権	34,947	16,078
短期金銭債務	36,776	33,728
長期金銭債務	35,246	34,750

2 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入債務等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
(株)マルヤ (買掛金)	59百万円	(株)ユナイテッドベジーズ (買掛金)	45百万円
(株)ユナイテッドベジーズ (買掛金)	59	(株)ジョイマート (買掛金)	133
(株)尾張屋 (買掛金)	75	(株)ジョイマート (未払金)	0
(株)尾張屋 (未払金)	1	(株)善祥園 (借入金)	423
(株)善祥園 (借入金)	423	(有)水下ファーム (借入金)	1,378
(有)水下ファーム (借入金)	1,378	(株)ゼンショーファーム北関東 (借入金)	68
(株)ゼンショーファーム北関東 (借入金)	68		
計	2,064	計	2,049

(注) 株式会社マルヤ及び株式会社尾張屋は、株式会社マルヤを存続会社とする吸収合併を行い、合併後の存続会社の商号を「株式会社ジョイマート」に変更いたしました。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

前事業年度(2020年3月31日)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は下記のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	22,000百万円
借入実行残高	—
差引額	22,000

当事業年度(2021年3月31日)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は下記のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	22,000百万円
借入実行残高	—
差引額	22,000

4 財務制限条項

運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱三井住友銀行をエージェントとするシンジケート・ローン契約を締結しております。主な財務制限条項は以下の通りです。(複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。)

なお、各条項のいずれかに抵触した場合には、多数貸付人からの要請があれば、期限の利益を失い、直ちに借入金の元本並びに利息及び清算金等を支払う義務を負うことになっております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
シンジケート・ローン 借入実行残高	5,022百万円	一百万円

イ. 各決算期末日における個別及び連結の貸借対照表における自己資本金額を直前決算期における自己資本合計金額の75%以上に維持すること

ロ. 各決算期末日における個別及び連結の損益計算書について2期連続して経常損失を計上しないこと

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.4%、当事業年度0.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.6%、当事業年度99.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	3,045百万円	3,189百万円
賞与引当金繰入額	764	503
支払手数料	2,106	2,157
減価償却費	421	462

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	250,039百万円	234,023百万円
仕入高	104,603	97,103
その他の営業取引	876	833
営業取引以外の取引	16,756	7,518

(有価証券関係)

子会社株式（子会社出資金含む）及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式（子会社出資金含む）及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式（子会社出資金含む）	106,293	111,149
関連会社株式	—	—
合計	106,293	111,149

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,279百万円	4,011百万円
賞与引当金	237	246
減損損失	65	65
未払事業税	53	62
固定資産減価償却超過額	19	16
関係会社株式評価損	605	445
役員退職慰労引当金	102	102
繰延ヘッジ損失	24	205
税務上の繰越欠損金	1,955	1,516
その他	121	168
繰延税金資産小計	6,465	6,841
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△646	△607
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△4,061	△4,522
評価性引当額小計	△4,707	△5,129
繰延税金資産合計	1,757	1,711
繰延税金負債		
関係会社株式売却益	△266	△266
その他有価証券評価差額金	△0	△0
その他	△46	△251
繰延税金負債合計	△313	△518
繰延税金資産の純額	1,443	1,193

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	5.9
受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	△40.6	△20.6
住民税均等割	0.2	0.3
評価性引当額の増減額	1.8	10.1
税額控除	△0.2	△0.3
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	△0.5	—
帳簿価格修正による増減	9.2	—
前期確定申告差異	—	9.3
その他	△0.5	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.6	36.3

(重要な後発事象)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)に記載のため、記載を省略しております。

6. 付属明細書

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	15,004	542	0	15,546	8,204	819	7,342
構築物	200	17	—	218	113	17	104
機械及び装置	408	97	23	481	254	33	226
車両運搬具	10	—	—	10	9	0	0
工具、器具及び備品	3,359	134	192	3,301	2,605	283	695
土地	6,341	679	—	7,020	—	—	7,020
リース資産	10,506	1,570	610	11,466	3,454	642	8,011
建設仮勘定	95	168	95	168	—	—	168
有形固定資産計	35,927	3,209	923	38,213	14,642	1,797	23,571
無形固定資産							
商標権	23	—	6	16	11	1	5
借地権	91	—	—	91	—	—	91
電話加入権	82	—	—	82	—	—	82
ソフトウェア	3,447	1,504	347	4,604	2,010	672	2,593
その他	211	195	136	270	—	—	270
無形固定資産計	3,856	1,699	491	5,065	2,022	674	3,042

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	子会社物流施設及び工場施設の取得	331百万円
土地	子会社店舗の取得	679百万円

リース資産	子会社新店投資	1,444百万円
ソフトウェア	システム改修費用	908百万円
ソフトウェア	ソフトウェアリースの振替	595百万円
3. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。		
リース資産	ソフトウェアリースの振替	595百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10,710	3,192	762	13,140
賞与引当金	672	686	672	686

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

7. 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ゼンショーホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 高濱 滋 ⑩
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 清水 健太郎 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼンショーホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

8. 監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、みずから検証すべきものはこれを検証しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、さらに会計監査人の会計監査報告について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社ゼンショーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 渡辺 秀雄 ⑩

常勤監査等委員 本田 豊 ⑩

監査等委員 竹内 康二 ⑩

監査等委員 宮嶋 之雄 ⑩

(注) 常勤監査等委員渡辺秀雄、監査等委員竹内康二及び宮嶋之雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。